

令和 7 年 西川町農業委員会第 9 回総会 議事録

1 開催日時 令和 7 年 9 月 25 日（火）10：00～10：25

2 開催場所 西川町役場 本庁舎 議場

3 出席委員及び欠席委員

出欠	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名
○	1 番	●●●●	○	6 番	●●●●
○	2 番	●●●●	○	7 番	●●●●
○	3 番	●●●●	○	8 番	●●●●
○	4 番	●●●●	○	9 番	●●●●
○	5 番	●●●●	○	10 番	●●●●

4 会議事件説明のために出席した者の職氏名は次のとおりである。

事務局長、事務局長補佐

5 総会に付議した案件名は次のとおりである。

議案第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の確認について

議案第 26 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書の処分について

議案第 27 号 非農地証明願の審議について

議案第 28 号 農山漁村振興交付金事業に係る活性化計画目標等評価報告書及び海味
~~・吉川地区活性化計画改善計画書に関する意見書の提出について~~

6 会議のてん末は次のとおりである。

（午前 10 時 00 分 開会）

議 長 皆さん、ご苦勞様です。

ただ今の出席委員は、10 名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより「令和 7 年西川町農業委員会第 9 回総会」を開会いたします。

本日の会議は、既に配布しております総会議案書の議事日程により進めてまいります。

議 長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

5 番 ●●委員、6 番 ●●委員 を指名します。

議 長 日程第 2 諸般の報告を行います。

去る 9 月 9 日から 10 日、当委員会の視察研修会を茨城県で実施しております。

す。

以上、諸般の報告を終わります。

議 長 日程第3 議案第25号「農地法第18条第6項の規定による通知書の確認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 (議案を朗読)

1件の申請がなされております。

申請番号4になりますが、貸人で住所が●●の●●と借人で住所が●●の●●との間で貸借されておりました農地を合意解約する内容であります。対象農地は大字海味●●外1筆の田。合計面積932㎡であります。

議 長 ただいま事務局の説明がありましたが、これらについて質疑ありませんか。
(なしの声があり)

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第25号を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員、挙手)

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請書の処分について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 (議案を朗読)

所有権移転2件、貸借権設定1件の申請がなされております。

申請番号18になりますが、住所が●●の●●が所有します大字沼山●●の地目が畑。面積201㎡を住所が●●の●●に贈与するものであります。事由は方法の合意であります。場所につきましては第3条図面資料1頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております畑になります。2頁が地籍図。3頁が現況写真であります。現地の確認につきましては9月11日(水)午後1時30分から地区担当委員と行っております。

申請番号19になりますが、住所が●●の●●が所有します大字海味●●外3筆の田。合計面積4,698㎡を住所が●●の●●が使用貸借するものであります。事由は方法の合意。貸借期間は本日から5年間であります。場所につきましては第3条図面資料4頁と5頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております田になります。6頁と7頁が地籍図。8頁と9頁が現況写真であります。現地の確認につきましては9月19日(金)午前9時00分から地区担当委員と行っております。

申請番号20になりますが、住所が●●の●●が所有します大字睦合●●外2

筆の畑。合計面積 1,009 m²と大字睦合●●外 1 筆の田。合計面積 516 m²を住所が●●の●●が売買で取得するものであります。事由は方法の合意。売買額は●●であります。場所につきましては第 3 条図面資料 10 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております農地になります。11 頁から 13 頁が地籍図。14 頁と 15 頁が現況写真であります。現地の確認につきましては 9 月 12 日（金）午前 9 時 00 分から地区担当委員と行っております。

議 長 ただ今、事務局説明がありました。これらについて質疑ありませんか。
 （なしの声があり）
 「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。
議案第 26 号を原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
全員賛成であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5 議案第 27 号「非農地証明願の審議について」を議題といたします。
事務局に議案の朗読および説明を求めます。

事務局 （議案を朗読）
2 件の申請がなされております。
申請番号 4 になりますが、住所が●●の●●が所有します大字睦合●●外 1 筆の田。合計面積 70.31 m²と大字睦合●●の地目が畑。面積 125 m²について現在は宅地と原野であるということで非農地証明願の提出がなされております。申請事由であります●●につきましては自宅を建替えた昭和 57 年頃から駐車場として使用しており 42 年以上が経過し●●につきましては平成 11 年頃から管理しておらず 25 年以上経過し原野化したことから今回の申請になったものであります。場所につきましては非農地証明願図面資料 1 頁と 2 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております農地になります。3 頁と 4 頁が地籍図。5 頁と 6 頁が現況写真であります。
申請番号 5 になりますが、住所が●●の●●が所有します大字睦合●●外 1 筆の田。合計面積 2,178.2 m²について現在は原野と宅地であるということで非農地証明願の提出がなされております。申請事由であります●●につきましては昭和 61 年頃から管理しておらず原野化し●●につきましては●●より以前から町道への出入口として使用しており 38 年以上経過したことから今回の申請になったものであります。場所につきましては非農地証明願図面資料 7 頁と 8 頁の住宅地図をご覧ください。●●の黄色で示しております田になります。9 頁と 10 頁が地籍図。11 頁が現況写真であります。現地の確認につきましては申請番号 4 と 5 併せて 9 月 12 日（金）午前 9 時 00 分から地区担当委員と行っております。

議 長 次に、地区担当委員の意見を求めます。申請番号 4 及び 5 につきまして 3 番、●●委員。

委 員 申請番号 4 と 5 につきまして、9 月 12 日（金）現地確認を行ってまいりました。申請理由は事務局の説明のとおりであります。申請地はどちらも宅地と原野でありました。隣地の農地は耕作していない農地とそばの栽培でありますので非農地としても新たな問題の発生は無いものと見てまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局の説明並びに地区担当委員から意見がありましたが、これらについて質疑ありませんか。

（なしの声があり）

「なし」の声がありますので、質疑を終結し、採決します。

議案第 27 号を、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員、挙手）

全員賛成であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 6 議案第 28 号「農山漁村振興交付金事業に係る活性化計画目標等評価報告書及び海味・吉川地区活性化計画改善計画書に関する意見書の提出について」ですが、全員協議会にてみどり共創課より取下げ申請がありましたので、議案書より削除願います。

議 長 以上で、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じ、令和 7 年西川町農業委員会第 9 回総会を閉会します。ご苦勞様でした。

（午前 10 時 25 分 閉会）